

令和3年度第1回江別市個人情報保護審査会  
会 議 録

日 時：令和3年8月31日（火）  
10：20～10：50  
場 所：江別市民会館21号室

出席者：田口会長・石黒委員・龍田委員・松本委員・小幡委員  
野口総務部次長・伊藤総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐賀主任・  
難波主事  
（傍聴者2名）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和3年度第1回江別市個人情報保護審査会を開会いたします。  
2名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

2. 議事

（1）副会長の互選について

田口会長： それでは2の議事に入りまして、（1）の副会長の互選についてを議題としま  
す。

江別市個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定により、副会長は「委員  
の互選により定める」とされていますことから、委員の皆様から推薦をいただ  
きたいと思います。

指名による推薦はありませんか。

（なし）

伊藤課長： もしよろしければ、事務局の方で副会長の腹案がございますので、ご提案して  
もよろしいでしょうか。

（異議なし）

伊藤課長： 事務局からは副会長に石黒委員を提案いたします。

田口会長： 副会長に石黒委員との推薦がありましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

田口会長： それでは、副会長に石黒委員が互選されました。

副委員長には、正面の席の方へ移動をお願いいたします。

（2）報告事項 ア 令和2年度個人情報保護制度の運用状況について

田口会長： 次に、（2）報告事項、ア令和2年度個人情報保護制度の運用状況についてを  
議題といたします。事務局から報告をお願いします。

難波主事： 私から、令和2年度個人情報保護制度の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、資料1「令和2年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、下段の(2)の個人情報保護制度であります。令和2年度の実績は、市長が実施したものについては、全部開示が5件で前年度比2件の増、一部開示が2件で前年度と同数、不存在が1件で前年度と同数、計8件で前年度比2件の増となっております。

消防長が実施したものについては、全部開示が3件で前年度比3件の増、一部公開が0件で前年度と同数、不存在が0件で前年度と同数、計3件で前年度比3件の増となっております。

この結果、全体の件数は11件となり、前年度比5件の増となっております。

次のページ、資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。平成23年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数は年度により変動しておりますが、令和2年度の請求件数は10件であります。

なお、資料1と2において件数が合致しないのは、1回の請求で複数の決定区分があったものが1件あり、資料1では一部開示と不存在で2件として数えたことによるものであります。

次のページ、資料3「令和2年度個人情報保護制度の運用状況」をご覧ください。個人情報開示の個別の内容であります。以下、一部開示及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 3の「①生後1か月と3か月健診の受診歴と受信場所の記録②保健師が自宅を訪問し、生後1か月と3か月の身長と体重を測定した記録③母子手帳に関する相談の記録④生後10か月健診の受診状況と受診の経緯がわかる記録⑤保健指導に関する情報の一切」は、保健指導記録に記載のある指導内容等が、江別市個人情報保護条例第16条第2号の評価・診断等情報に該当するものとして非公開としているほか、保健指導記録に記載のある母親に関する情報が、江別市個人情報保護条例第16条第3号の第三者情報に該当するものとしてこれらの部分を非公開としております。

また、①生後1か月と3か月健診の受診歴と受診場所の記録につきましては、このうち、3ヶ月健診に係る記録については、江別市において生後3か月の乳児に対する健康診査を実施しておらず、記録が存在しないことからその部分を不存在とし、②保健師が自宅を訪問し、生後1か月と3か月の身長と体重を測定した記録につきましては、生後3か月時に保健師が自宅を訪問しておらず、記録が存在しないことからその部分を不存在としております。

次に4ページをご覧ください。

NO. 10の「社会福祉法人会北叡会から江別市へ提出された事故報告書(一式)(令和2年4月30日～令和3年3月19日分)」は、開示請求者以外の氏

名、住所、生年月日、年齢が、江別市個人情報保護条例第16条第3号の第三者情報に該当するものとしてこれらの部分を非公開としております。

以上でございます。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長： 資料3の3ページのNO. 3について、①、②は実施していないため不存在ということですが、請求者は実施していないことを知らなかったということでしょうか。

難波主事： 請求者は父親で、母親と連絡をとりづらい状況にあったため、請求に至ったものです。

石黒副会長： もしDVの認定がされているような場合には、情報が相手に伝わらないようになっていると思いますが、その認定までされていないような場合に請求があった際には、どのように対応されていますか。

難波主事： 請求があった場合に依じて、各部署に確認が取れる範囲でDVの疑いなどがなければ十分に確認し、開示できる情報について慎重に検討しているところです。

田口会長： この請求のように一個人に対する請求の場合、江別市の規約に加えて、母親に対して、このような請求があったがお答えして良いかという伺いを立てることは決まっていますか。

難波主事： 今回の場合は、母親に関する情報であれば母親に照会しますが、お子様に関する情報だったので、母親には照会しておりません。

石黒副会長： NO. 4について、この面談とは、一般職員全員に行われているものと、ある特定の職員に行われたもののどちらになるか、差し支えなければどのような種類のものなのでしょうか。

難波主事： 請求者が職場内で受けたハラスメントについて、当事者と職員課で行った面談になります。

石黒副会長： NO. 7と同じものということでしょうか。

難波主事： NO. 7の場合は、面談ではなく委員会の会議概要を請求されており、議事録は作成しておらず、概要のみを開示したものです。

石黒副会長： NO. 4とNO. 7は同じ請求者でしょうか。

難波主事： 別の方です。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

## (2) 報告事項 イ 個人情報保護法の改正について

田口会長： 次に、(2)報告事項、イ個人情報保護法の改正についてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

米山係長： それでは私から個人情報保護法の改正についてご説明をいたします。

お手元にあります別冊資料4「個人情報保護法の改正について」をご覧ください。

こちらの資料は、今年5月改正法公布後に国から送られてきた資料の一部を抜粋したものです。

表紙を1枚めくりまして、右下に1ページと書いてあるページをご覧ください。

まず、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要についてご説明いたします。

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「デジタル社会形成整備法」が公布されました。この法律は、資料上段の【趣旨】に記載のとおり、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。」とあり、このデジタル社会形成整備法において、その下の【概要】に記載のとおり、個人情報保護制度の見直しやマイナンバー法等の改正などが行われています。

次に、2ページをお開きください。

個人情報保護制度見直しの全体像についてご説明いたします。

先ほどご説明をいたしました、「デジタル社会形成整備法」において、上段の①に記載のとおり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するとしています。

また、④に記載のとおり、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化するとします。

その下の図をご覧ください。

左側の【現行】についてですが、現在は総務省が所管している国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護委員会が所管している民間事業者を対象とした個人情報保護法そして、各地方公共団体が所管している地方公共団体等を対象とした個人情報保護条例、江別市においては江別市個人情報保護条例を定め対応をしております。

このように、現在は、国、民間、地方で法令が異なっているため、個人情報の定義等についてもそれぞれ異なっている状況です。

次に右の図、「見直し後」をご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、改正法施行後は、法令は3本の法律を1本の法律に統合し、所管は個人情報保護委員会に一元化され、対象についても国・民間・地方公共団体で統一され、個人情報の定義等も併せて統一されます。

次に3ページをご覧ください。

地方公共団体の個人情報保護制度のあり方（改正の方向性）についてご説明いたします。

上段の左側の＜地方公共団体の個人情報制度に求められるもの＞をご覧ください。

記載にあるとおり1点目として、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、2点目として、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が、地方公共団体の個人情報保護制度に求められており、右側の改正の方向性として1点目、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定する、2点目法律の的確な運用を確保するため国がガイドラインを策定する、3点目、その上で法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容するとしております。

その下の図をご覧ください。

地方公共団体の現状としては、条例等の内容により、国の規律の対象とは団体ごとに規定・運用の相違がある状況ですが、共通ルール化後においては、共通ルールの設定により国と異なる規定ぶりは解消され、特に必要な場合に限り、審議会等からの意見聴取手続を規定するなど、必要最小限の独自の保護措置が許容されます。

なお、一番下の※に記載のあるとおり、審議会の役割は、個別事案に関する審議から定例事例についての事前ルールの設定や、制度のあり方に関する調査審議に主な役割が移行するとされています。

次に4ページをお開きください。

地方公共団体の個人情報保護制度のあり方（改正の概要）についてご説明いたします。

中段の「概要」をご覧ください。

①～③については、先程ご説明をした内容が記載されております。

次に、④個人情報ファイル簿の作成・公表についてですが、現在、国等では1,000人以上の個人情報を取り扱う業務について個人情報ファイル簿を作成・公表しておりますが、地方公共団体におきましても国と同じ規律が適用され、改正法施行までに個人情報ファイル簿の作成・公表を行う必要があります。

次に、⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求については、開示等の請求権や要件、手続は主要部分を法律で規定します。

次に、⑥匿名加工情報の提供制度についてですが、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報であり、国等においては既に非識別加工情報の提供として実施されており、利活用を希望する事業者から事前に利用目的の内容についての提案を受け、提案内容を審査し、情報を提供しております。この規律が、国等と同じく適用されることとなります。ただし、経過措置として当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能としています。

次に、⑦個人情報保護委員会と地方公共団体の関係ですが、個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行います。また、地方公共団体は個人情報の取扱いに関し、

個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能となります。

次に、⑧施行期日等についてですが施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とされ、令和5年の春ごろが予定されています。それまでに、地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定する必要があります。また国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言、ガイドライン等の整備を行うとされています。

次に5ページをお開きください。

今後の、改正法施行の施行準備スケジュールについてご説明いたします。

下段の地方公共団体等の部分をご覧ください。

地方公共団体に関する、政令・規則や、公的部門のガイドライン・Q&A／施行準備マニュアル等が令和4年の春までに国から公布・公表される予定となっております。これらを基に、江別市個人情報保護条例の改正についての検討を令和4年度中に実施し、令和5年春の改正法施行に合わせて、条例を改正しなければなりません。市の条例改正に当たって、現時点では詳細なスケジュール等は決まっておりますが、本審査会において、ご意見などをいただきながら条例改正を進めていきたいと考えております。このため、令和4年度においては、複数回、本委員会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、別添の資料としてお渡ししております、資料5個人情報の保護に関する法律【第51条改正後】については、地方公共団体等に適用される、令和5年春に予定されている改正法施行後の内容が記載されておりますので、後ほど、参考としてご覧ください。

なお、資料はございませんが、デジタル社会形成整備法が制定されたことに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」ですが、この法律が改正されたことに伴う、江別市個人情報保護条例の条項ズレ及び情報提供等記録の訂正を行った場合の通知先の変更を行う、条例一部改正（案）を令和3年第3回定例会に上程予定でありますことを、併せてご報告いたします。

説明は以上です。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長： 令和4年度に複数回本審議会を開催する予定とのことですが、スケジュールはどのくらい決まっていますか。

米山係長： まず、政令・規則やガイドライン、Q&A、マニュアルの内容を確認したうえで事務局の方で改正案を作成し、それを基に委員の皆様にご意見をいただこうと考えていますが、いつ国から情報が届くかが分からないため、現時点では具体的なスケジュールをご提案できない状況です。

石黒副会長： 国の提示しているスケジュールも遅れる可能性はありますか。

米山係長： 法律は公布日から2年以内に施行することになっており、地方公共団体に係るものは令和5年の春には施行されますので、国のスケジュールが遅れたとしても、施行日に間に合うように、短期間で複数回の審議会を開催することになる可能性もあります。ただ、ガイドライン等の公表前に、ある程度案が示される予定ですので、その状況を基にスケジュールを組んでいきたいと考えております。

田口会長： 私から2点質問させていただきます。

まず、1点目に、グローバルな視点において我が国のデジタル化の取組の進捗が、世界から見ると遅れているように感じるが、我が国のデジタル化に対する考え方や不足点について、お気づきの点があれば教えてください。

2点目に、江別市の条例について、国の制度改正の方向性や考え方と比べて、独自に策定している部分や現状について教えてください。

米山係長： 1点目について、今年7月に開催された個人情報保護委員会主催のオンライン説明会において、個人情報保護委員会から、「日本自体が国際的な制度調和からは欠けている面が多く、その部分を強化しなければならない」という旨の発言がありました。ここからも、やはり日本が世界の最先端を走っているという訳ではないということから、今回のような改正に至ったのではないかと思います。

2点目については、国からのガイドラインやマニュアルを基にして、現行の条例とどのような差異があるのかを精査していかなければなりません。その詳細な内容がまだ分かっていないため、どこが独自の部分になっているのかを判断するのは難しい状況です。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

### (3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

総務課長： ございません。

### 3. 閉会

田口会長： 以上をもちまして「令和3年度 第1回江別市個人情報保護審査会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。